

令和5年度 学校環境衛生優良校審査結果について

令和6年1月21日
岐阜県薬剤師会 学校薬剤師部会
山田雅英

岐阜県学校環境衛生優良校審査の流れ

<優良校審査>

⇒ **書類審査**・・・岐阜県学校保健会が実施する学校環境衛生活動WEB調査(前年度の活動実績)結果を使用して候補校を選定

選択式設問:自動集計、各学校へもフィードバック

記述式設問:学校薬剤師部会本部幹事が上位校につき採点

⇒ **実地審査**・・・候補校を審査員が訪問し、記録類や活動状況を確認

実地審査

- **記録類の確認**

学校保健安全委員会の記録、学校薬剤師の執務記録、定期検査記録、日常点検記録、飲料水の記録、プールの記録、給食の記録、薬品類の点検記録

- **施設の現場確認**

保健室、理科準備室での薬品類の管理状況、普通教室での照度や換気の状況

令和5年度 岐阜県学校環境衛生優良校審査

- 令和2年度及び3年度は、**新型コロナウイルス感染防止**のため、**実地審査は行わず**、一律「**優良表彰校**」として表彰したが、令和4年度から、**実地審査の効率的な実施に心がけ**、**記録類を事前に提出していただくこと**で学校に協力いただき、**現地審査を実施した**。

令和5年度 岐阜県学校環境衛生表彰校

幼稚園	優良園	岐阜市立	加納幼稚園
	優良園	本巣市立	本巣幼児園
	準優良園	岐阜市立	岐阜東幼稚園
大規模 小学校	優良校	岐阜市立	長良東小学校
	優良校	土岐市立	土岐津小学校
	準優良校	岐阜市立	長森南小学校
	準優良校	岐阜市立	三輪南小学校

中規模 小学校	優良校	岐阜市立	徹明さくら小学校
	優良校	岐阜市立	早田小学校
	優良校	岐阜市立	岩小学校
	準優良校	岐阜市立	岐阜小学校
	準優良校	岐阜市立	日野小学校
	準優良校	岐阜市立	合渡小学校
	準優良校	輪之内町立	福束小学校
	努力校	山県市立	高富小学校

令和5年度 岐阜県学校環境衛生優良表彰校

小規模 小学校	優良校	岐阜市立 網代小学校
	優良校	山県市立 梅原小学校
	準優良校	山県市立 伊自良北小学校
高等学校 ・ 特別支 援学校 ・ 高等専 門学校	優良校	岐阜県立 長良高等学校
	優良校	学校法人富田学園 富田高等学校
	優良校	学校法人富田学園 岐阜東高等学校
	努力校	岐阜県立 岐阜城北高等学校
	努力校	岐阜県立 本巢松陽高等学校

中学校 ・ 義務教育 学校	優良校	岐阜市立 東長良中学校
	優良校	学校法人富田学園 岐阜東中学校
	優良校	土岐市立 土岐津中学校
	優良校	岐阜市立 青山中学校
	準優良校	岐阜市立 陽南中学校
	努力校	大垣市立 北中学校
努力校	池田町立 池田中学校	

岐阜県学校環境衛生特選校

- 特選校・**優良校に3年連続**選ばれると、次年度から**10年間**優良校審査を免除し継続。
- 特選校は、学校環境衛生WEB調査の必須項目において95%以上(285点満点中271点以上)が必要。

令和6年度から特選校

岐阜県立	長良高等学校
本巣市立	本巣幼稚園

令和5年度の特選校

本巣市立	糸貫東幼稚園	特選園	5年目
瑞穂市立	生津小学校	特選校	5年目
岐阜市立	長森西小学校	特選校	4年目
瑞穂市立	南小学校	特選校	4年目
岐阜県立	岐阜高等学校	特選校	3年目
岐阜市立	方県小学校	特選校	1年目
岐阜県立	岐阜北高等学校	特選校	1年目

**実地審査にて
学校独自の取り組みとして評価できる事例**

学校独自の取り組みとして評価できる事例(全般)

<養護教諭と学校薬剤師の連携>

・学校薬剤師の訪問時の助言、指示事項が書面に残され、全校に展開されている。情報の共有、指示事項を徹底する仕組みができています。

<地域の活動>

・地域では、養護教諭部会に担当の学校薬剤師が招かれ、学校環境衛生活動の結果を発表する場が設けられており、環境衛生活動の意識の向上に繋がっている。

・地域のボランティアと学校との協力体制がしっかりできており、特に学校の校舎内外の清掃、木の剪定など手入れが行き届いている。

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (教室等の環境)

<換気>

- ・段ボール箱に息を吹き込み、中に置いたCO₂モニターの値を読みとる**実験実施**。両側に窓を作り、開けたり閉めたりして条件を変えて測定し、グラフや表にしてまとめ、掲示している。実験を通して換気の意義を児童に意識付けしている。
- ・教室の**扇風機**を、1台は後ろの天井、1台は前の天井に向け、固定している。児童に直接風があたらないように工夫している。
- ・最も効率的な気流をうむ換気方法の検証をしている。教室ごとに空気の流れが異なるので、生徒が主体的に自分の教室の検証を行ったことで、生徒の環境衛生への意識付けに繋がっている。
- ・1階の廊下の空気が停滞しているため、玄関からの空気の流れを複数の**大型扇風機**を使って、人工的に空気の流れをつくり、2階の窓に送り排出する試みをしている。

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (教室等の環境)

< 照明及び採光 >

- ・照度の検査では基準に満たない値を○で囲み、暗い箇所が一目でわかるようにしている。
- ・臨時検査で、**視力測定時**に必要な照度を確認してから実施している。



【参考】視標面照度：500～1000ルクス

< 騒音 >

- ・**飛行機の騒音**が比較的多い地域であるため、それを含めた評価も行っている。



【学校環境衛生マニュアル】

・**特殊な騒音源**がある場合は、JISZ8731に規定する騒音レベル測定方法に準じて行う。特殊な騒音源とは、航空機や鉄道などから生ずる騒音で、これらの騒音は、航空機や鉄道が通過する間だけ存在する。このような特殊な騒音源については、**学校だけの問題ではなく地域全体の課題**であることより、関係法令に基づき測定し対応することが望まれる。問題となる場合は、地方自治体の関係部局へ相談する。

・突発的な予期せぬ音は、等価騒音レベルには含めず、騒音計のバックイレイス機能等を使用して除去して測定する。

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (飲料水の管理)

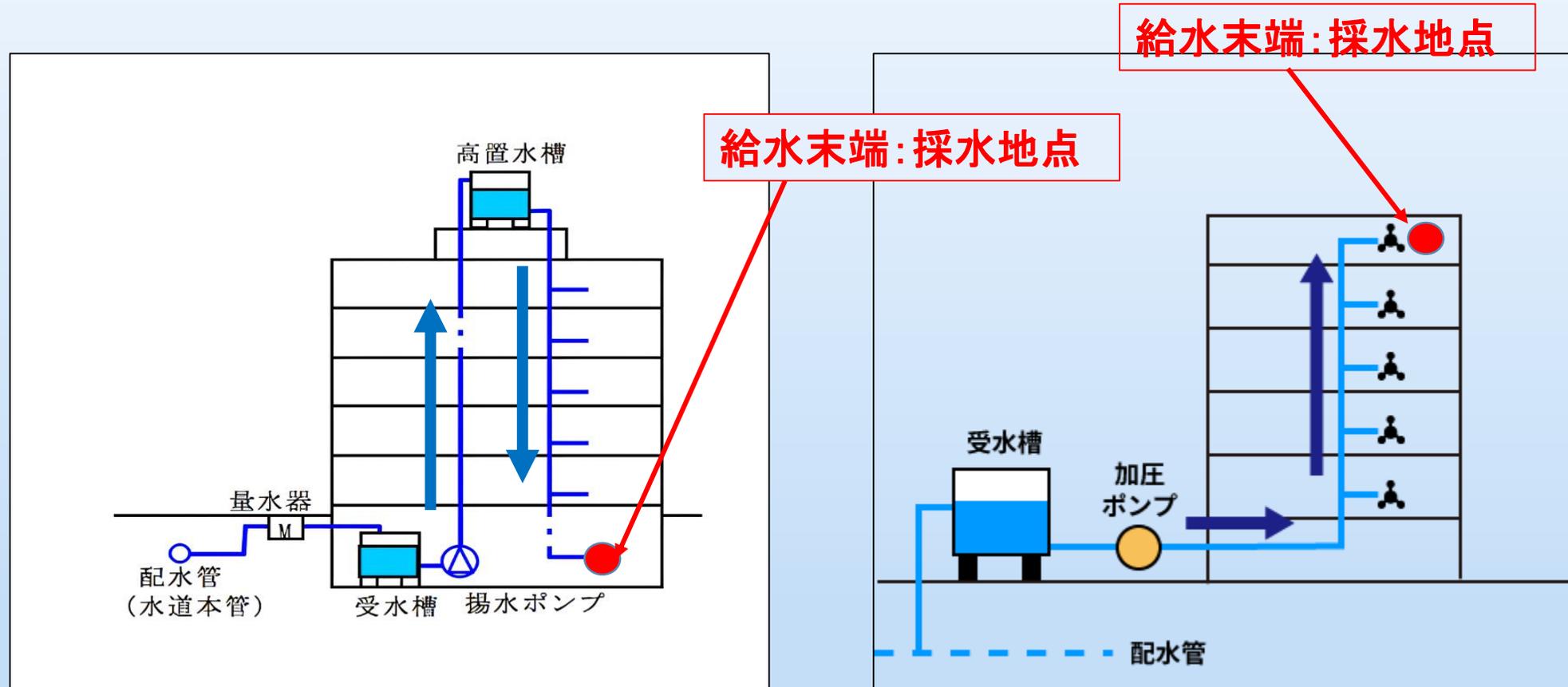
<飲料水>

- ・児童による毎日の飲料水検査の遊離残留塩素濃度が廊下に掲示され、その結果「飲めます」といった表示はわかりやすくよい。
- ・児童による飲料水の水質検査用紙は、1日1枚(A4)であり、記録しやすい様式になっている。
- ・飲料水の児童の日常点検で遊離残留塩素が0.1mg/L検出されていないときは、必ず養護教諭が確認している。

<給排水系統図>

- ・3次元で作成し、わかりやすいものであった。写真を添付しているので止水栓の位置などわかりやすい。
- ・立面の給排水系統図を作成、非常に見やすく理解しやすい。
- ・給水・下水・雨水排水と分けてそれぞれの経路の説明が簡潔に書き込まれており、経路が非常にわかりやすい。

立面の給排水系統図



高置水槽方式

加圧ポンプ方式

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (施設・設備、学校の清潔、プールの管理)

<ネズミ・衛生害虫>

- ・衛生害虫の防除を専門業者に委託している。その報告を受けて学校薬剤師がコメント、助言している。
- ・ネズミの糞を見つけたので定期的に確認し、ネズミ捕りを設置して、捕獲している。

<プール>

- ・プール日誌の記入例を作成し、当番の先生が必須事項を確認できるよう工夫している。

実地審査にて 指導・助言が必要な事例

指導・助言が必要な事例（管理）

<学校保健計画>

- ・学校保健計画において、**定期検査の予定がすべて網羅**されていない。適切な時期に必要な検査を実施する計画としておく必要がある。
- ・前年度に学校保健計画への**学校薬剤師の参与**が必要である。執務記録等で学校薬剤師の計画時の参与を記録として残すこと。



【学校保健安全法施行規則第24条第1項】(学校薬剤師の職務執行の準則)
学校保健計画および学校安全計画の立案に参加すること。

<執務記録>

- ・メールや電話の対応も執務記録に残すことが望ましい。

<記録>

- ・定期検査で検査は、必ず記録に残す。
- ・最新の検査様式を入手して、定期検査の意義と必要記入事項の意味するところを理解し、環境衛生検査を実施し記録すること。

学校保健計画

令和〇年度 学校保健計画

岐阜市立〇〇学校

月	月の目標	関連行事	保健管理		生活習慣に関わる健康づくり (重点)	保健教育			組織活動
			対人管理	別新管理		学級活動	個別・日常指導	児童会	
4・5	自分のからだや衣服を清潔にしよう	入学式 始業式 校外学習	・健康状態の把握 (事前調査実施) ・発育測定 ・聴力検査 ・歯科検診 ・健康相談 ・結核検診事前調査	・教室等の日常点検(毎日) ・給排水の水質(毎日) ・薬品点検(毎月) ・飲料水等の管理 (水質・施設・設備) ・学校給食の食品衛生① ・保健室・理科室の薬品点検 ・採光照明(照度・まぶしさ)① ・騒音レベル①	4月:給食後の歯みがきタイムのやり方を理解しよう(全校) 5月:歯科検診を通して自分の口の中の状態を知ろう(全校) 6月:発達段階に応じた歯の磨き方をしよう(低学年) 歯肉炎予防、自分の歯並びを意識してみよう(高学年) 7月:歯みがきタイムで、奥歯・前歯を重点的に磨こう(低学年) 歯みがきタイムで歯の裏を重点的にみがこう(中学年) 給食の中で、歯に良い食べものを見つけよう(中学年) 歯みがきタイムで自分の歯並びを意識してみよう(高学年) 8月:歯の治療をしよう(全学年)	・健康診断の受け方 ・給食配膳方法について ・清掃の仕方について ・トイレの使い方(1) ・けがの予防について ・けがの手当てについて ・プライベートゾーンについて ・初級指導(5年)	・健康チェックカード(年間毎日) ・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム	・保健委員会発足 ・日常環境点検	食物アレルギー対策委員会 保健便り発行
	自分のからだを知ろう		・健康診断と事後措置 ・眼科・耳鼻科・内科検診 ・尿検査 ・水泳事前調査 ・野外学習・修学旅行事前調査			・歯科衛生指導 ・プールの使用方法 ・血液検査指導(5年) ・エアコンの使用について	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・健康診断の結果を知る ・治療勧告	・日常環境点検	P.T.A総会 第1回学校保健安全給食委員会
6	歯を大切にしよう	野外学習 修学旅行 プール開き そよ風(教育相談) 給食試食会	・心電図検査(1・4年) ・職員健康診断 (心電図・血液・血圧) ・食中毒予防 ・職員救命講習会 ・生活リズムチェック	・学校の清潔(排水の施設・設備 (雨水の排水溝等)) ・水泳プールの管理 (施設・設備の衛生状態) ・プール衛生管理講習会		・夏休みの生活について	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・水泳指導 ・夏休み中の健康な生活の送り方	・日常環境点検 ・保健委員会キャンペーン	心臓蘇生法(P.T.A) 給食試食会
7・8	夏の病気に気をつけ、元気に過ごそう	個人懇談 終業式 水泳教室	・熱中症予防 ・血液検査(5)	・教室等の空気(換気・温度・相對湿度、粉じん、気成等)① ・水泳プールの管理(水質) ・学校の清潔(大掃除の実施)① ・ネズミ、衛生害虫等 ・教室等の空気 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿		・夏休みの生活について	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・水泳指導 ・夏休み中の健康な生活の送り方	・日常環境点検	第2回学校保健安全給食委員会
9	規則正しい生活をしよう	始業式 運動会 就学時健診	・発育測定 ・生活リズムチェック ・熱中症予防	・環境衛生強化週間	9月:自分の生活習慣をみなおそう(全学年) 10月:なぜむし歯になるのかしよう(全学年) 11月:自分の健康課題をみつつけよう(全学年) 12月:冬休み中の歯磨きを振り返ろう(全学年)	・運動会に向けての健康な体づくり ・生活リズム点検 ・トイレの使い方について	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・けがの手当て ・熱中症予防 ・生活リズムについて	・日常環境点検	
10	姿勢に気をつけて目を大切にしよう		・就学時健康診断	・採光照明(照度・まぶしさ)② ・騒音レベル② ・教室等の備品の管理(黒板)		・目の病気の予防 ・ノロウィルス予防	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・目の病気について	・日常環境点検	
11	けがに気をつけよう	そよ風(教育相談) 個人懇談	・手洗い・うがいの励行 ・インフルエンザ・コロナ等の感染予防	・学校給食の食品衛生②		・エアコンの使用について ・教室の換気について ・性に関する指導について(全学年)	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・性に関する指導	・日常環境点検	
12	寒さに負けずに元気に外で遊ぼう	終業式	・インフルエンザ・コロナ等の感染予防	・学校の清潔(大掃除の実施)③		・冬休みの生活について ・薬物乱用防止教室(6年)	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・インフルエンザ・コロナ等の感染予防	・日常環境点検	
1	インフルエンザ・コロナ等のウイルス感染症に気をつけよう	始業式	・発育測定 ・インフルエンザ・コロナ等の感染予防 ・持久走健康調査	・教室等の空気(換気・温度・相對湿度、粉じん、気成等)② ・環境衛生強化週間	1月:自分の生活習慣をみなおそう(全学年) 2月:生活リズムの乱れを改善しよう(全学年) 3月:一年をふりかえろう(全学年)	・室内での過ごし方 ・風邪予防 ・エアコンの使用について ・教室の換気について	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・生活リズムについて ・インフルエンザ・コロナ等の感染予防	・日常環境点検	
2		大掃除 入学説明会	・インフルエンザ・コロナ等の感染予防	・学校給食の食品衛生③		・持久走の健康管理について ・トイレの使い方について	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム ・インフルエンザ・コロナ等の感染予防	・日常環境点検	第3回学校保健安全給食委員会
3		卒業式 修了式	・1年間の健康生活の反省とまとめ	・保健室・理科室の薬品検査 ・学校の清潔(大掃除の実施)③		・一年のまとめ	・清掃指導 ・給食後の歯みがきタイム	・日常環境点検	

指導・助言が必要な事例（管理）

<記録>

- ・定期検査の記録に記入漏れ等ある。 記入漏れ等が多い事項は以下の通り
 - ・定期・臨時の区分に○をつける。
 - ・実施者は薬剤師ではなく学校薬剤師と記入する。
 - ・換気及び保温等の検査では、窓開けの状況や測定地点、エアコンの場所等記入する。
 - ・採光及び照明の検査では、カーテンの開閉状況、まぶしさの有無を記入する。
 - ・騒音の検査では、騒音源(室内外)があれば記載しておく。
 - ・**指導、助言欄**は検査の結果について必ず記載すること。定期検査を養護教諭が行っている場合でも、学校薬剤師は指導助言の欄に必ずコメントを記入する。

指導・助言が必要な事例（教室等の環境）

<換気>

- ・換気及び保温の記録様式が古く、温度が旧基準のまま使用している。最新版の様式を使用すること。
- ・FF式のストーブを使用しているが、CO、NO₂の検査を行っていない。燃焼式ストーブの使用時に検査を実施すること。
- ・外気のCO₂が100ppmになっている（検知管測定）検知器の不具合などの確認が必要である。
- ・換気及び保温等の検査において、測定は1時間に1回のみで授業が終了する時に測定しているものは良いが、授業開始時に測定している場合がある。換気の評価は、授業終了前の結果で評価すること。



【学校環境衛生マニュアル】CO₂濃度の測定は、授業開始から授業終了時まで経時的に行うことが望ましいが、測定回数を1回とする場合はCO₂濃度が高くなる授業終了直前に行うこと。

指導・助言が必要な事例（教室等の環境）

<照度>

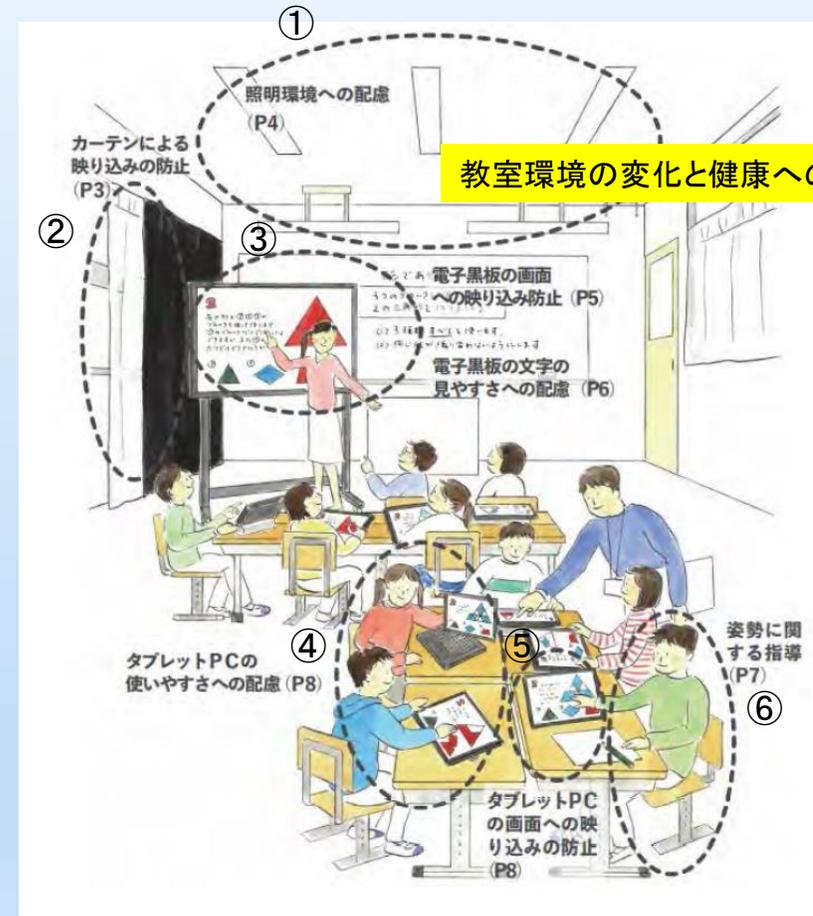
・コンピューター室を利用していないため、PC使用時のモニター垂直面照度は実施していないとしていたが、タブレットを使用する教室での垂直面照度の測定は必要である。実施されたい。

・普通教室で照度は、タブレット使用での測定をしていたが、その旨の記載をすることが望ましい。

（タブレット使用時の垂直面照度の測定は必要である。タブレットの角度が 0° であれば、垂直面照度＝机上照度になる旨の記載をしておく。）

DX化による教室環境の変化と健康への配慮

- ①照明(LED)環境への配慮
- ②カーテンによる映り込み防止
- ③電子黒板への映り込み防止、文字の見やすさへの配慮
- ④タブレットPCの使いやすさへの配慮
- ⑤タブレットPCの画面の垂直面照度、映り込み防止
- ⑥姿勢に関する指導



指導・助言が必要な事例（飲料水の管理）

<定期検査>

- ・施設設備検査（プールの施設設備検査も同様）で、管理者の名前が未記入である。管理者である校長の名前を記入すること。
- ・施設設備検査で水道の区分が誤って記載している。受水槽の有効容量10m³を超える場合は、「小規模貯水槽水道」ではなく「簡易専用水道」に該当し、厚生労働省登録の検査機関で施設検査を受けている。
- ・「簡易専用水道」を「専用水道」と誤って記載している。水道施設区分を正しい理解し記録されたい。

<日常点検>

- ・飲料水日常点検での施設・設備点検の項目がない。点検項目に追加すること。日常点検として毎授業日実施する必要がある。月1回の点検では不十分である。
- ・遊離残留塩素測定用のDPDのセルが黒ずんでおり、洗浄または交換が必要である。
- ・日常点検には、外観、臭気等の確認のため透明なコップを準備する必要がある。

水道施設区分の確認

飲料水の水源 水道水 ⇒ 受水槽(有効容量)10m³ 超える ⇒

「簡易専用水道」

水質検査: 学校環境衛生基準8項目(年1回)必須
厚生労働省登録機関による法定検査(年1回)必須
清掃事業者による受水槽等施設の清掃(年1回)必須

超えない ⇒

「小規模貯水槽水道」

水質検査: 学校環境衛生基準8項目(年1回)必須
厚生労働省登録機関による法定検査(年1回)任意
清掃事業者による受水槽等施設の清掃(年1回)任意

受水槽なし ⇒

直接給水

水質検査: 不要

地下水 ⇒ 100人に給水

または1日最大給水量20m³ 超える ⇒

「専用水道」 ……学校では高等学校規模で岐阜県では数校が該当

水質検査: 水道法水質基準(最大)51項目(月1回)必須
厚生労働省登録機関による法定検査(年1回)必須
清掃事業者による受水槽等施設の清掃(年1回)必須

超えない ⇒

「小規模飲料水供給施設」

水質検査: 学校環境衛生基準で「専用水道」と同等の検査必須

指導・助言が必要な事例（飲料水の管理）

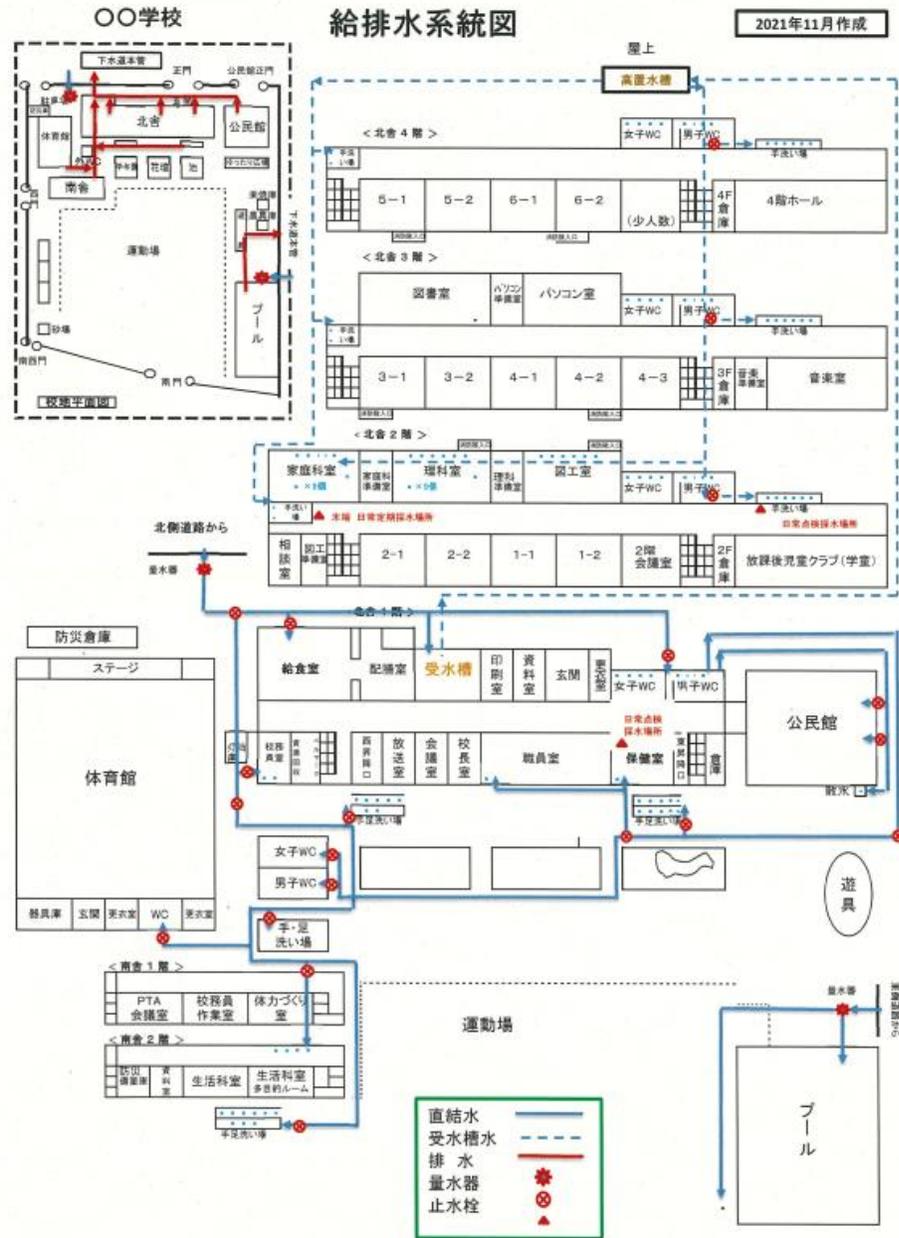
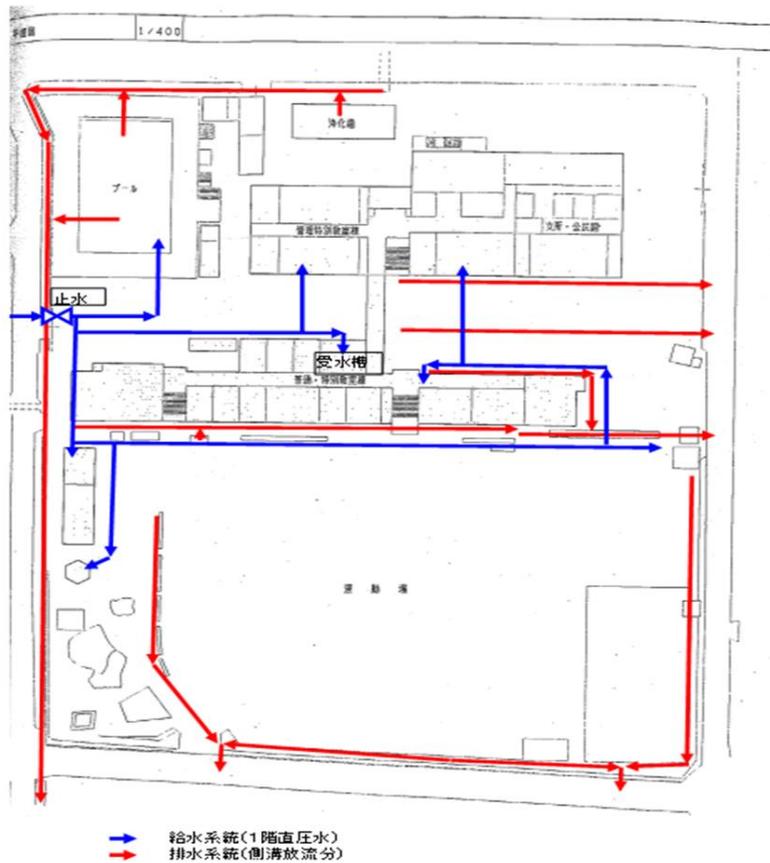
<給排水系統図>

- ・給排水系統図が工事図面である。工事図面のままではわかりにくい。経路を示して水の流れを明確にすること。
- ・プールが少し離れたところにあっても給排水系統図に記載する必要がある。
- ・給排水系統図の更新は確認できたが、自校の給排水の系統について学校側の理解が乏しい。自校の給排水系統をしっかりと理解されたい。
- ・給排水系統図の必要事項の記載がない。記載が望ましい。（直結水と受水槽經由水の区別がされていない。採水地点、水の流れの方向、排水系統、水道本管からの入口、下水道や浄化槽の排水先、止水栓を示すこと。作成年月日、作成者を示しておくこと。）

給排水系統図

〇〇小学校 校地平面図(給排水系統図)

H28.4.1



指導・助言が必要な事例（理科薬品の管理）

<理科室の薬品類>

- ・理科室の「**医薬用外劇物**」表示の保管庫に普通薬品も収納されている。劇物と普通物とは混載して保管はしないようにする。棚、区画で分けるようにする。
- ・酸とアルカリが同じ棚で保管されている。分けて保管する必要がある。
- ・**薬品ラベルが汚れ**、薬品の名称、%他が一部見えなくなっているものがある。ラベルを張り替える必要がある。
- ・理科薬品の管理簿には、定期的な薬品類の点検の結果を記載すること。
- ・冷蔵庫に**内容不明な薬品**が入っていた。内容を確認してラベルする。確認できない場合は廃棄するのが望ましい。
- ・廃棄した薬品についても、使用記録簿に廃棄がわかるよう記録しておく必要がある。廃棄で該当の薬品簿の頁を閉じる。
- ・消火器、砂は探さないと見つけれなかった。わかりやすいところに設置することが望ましい。

指導・助言が必要な事例 (保健室薬品類の管理、給食の管理)

<保健室薬品類>

- ・持ち出し用のバック内の絆創膏が一部使用期限切れ。使用期限の確認をされたい
- ・保健室の歯科染口ミラノール保管場所に「医薬用外劇物」の表示があるが、劇物でなく劇薬であるため、保管場所の表示は不要である。

<給食>

- ・給食の検査の様式が受配校様式であるが、自校調理をしている。適切な記録様式を使用すること。
- ・**検食**の時間が児童生徒の給食開始時、間際になっていることがある。検食は、**児童生徒の喫食の30分前**に実施することが望ましい。

実地審査時に学校から出された質問

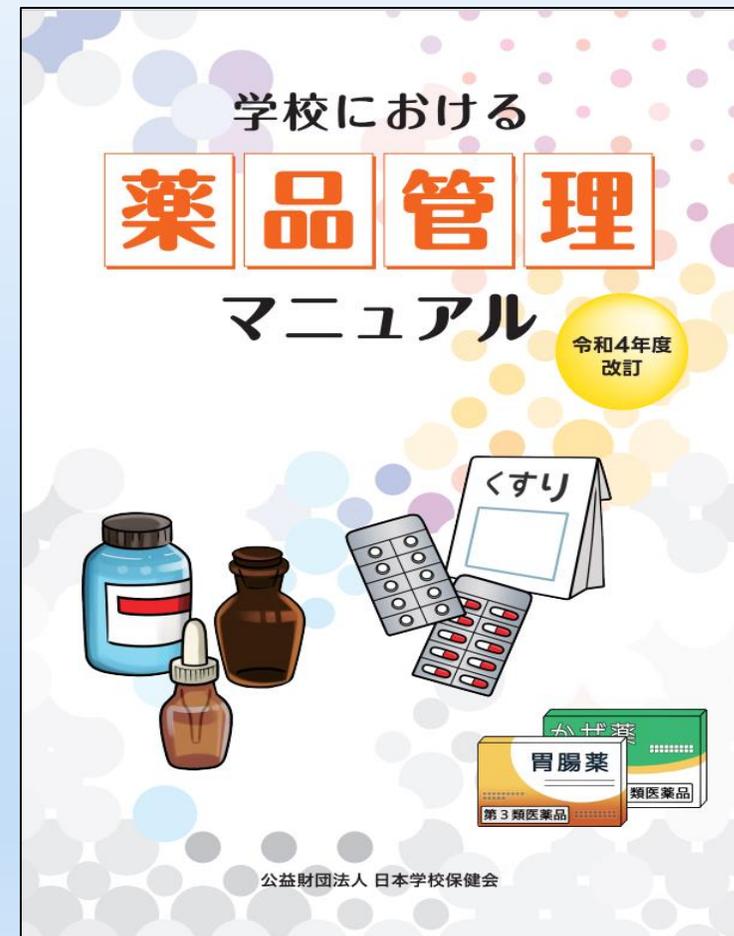
<質問>

- ・預かり薬の「受渡書」のやりとりについては、法的に必要か。

<回答>

- ・日本学校保健会「学校における薬品管理マニュアル」(令和4年改訂)によると法的な制約はないが、学校とPTAの十分な理解の上のやり取りが必要である。

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R040020/index_h5.html#1

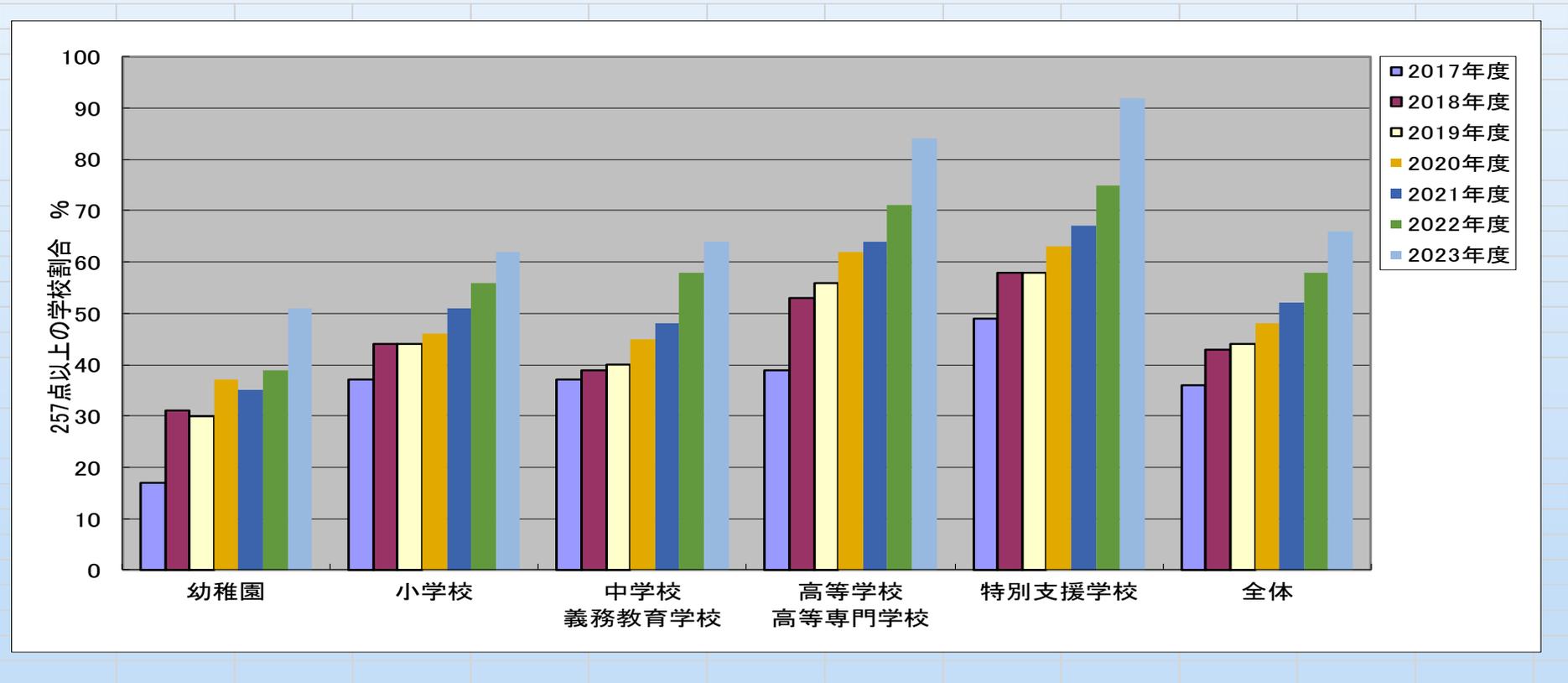


優秀活動校シールの配布

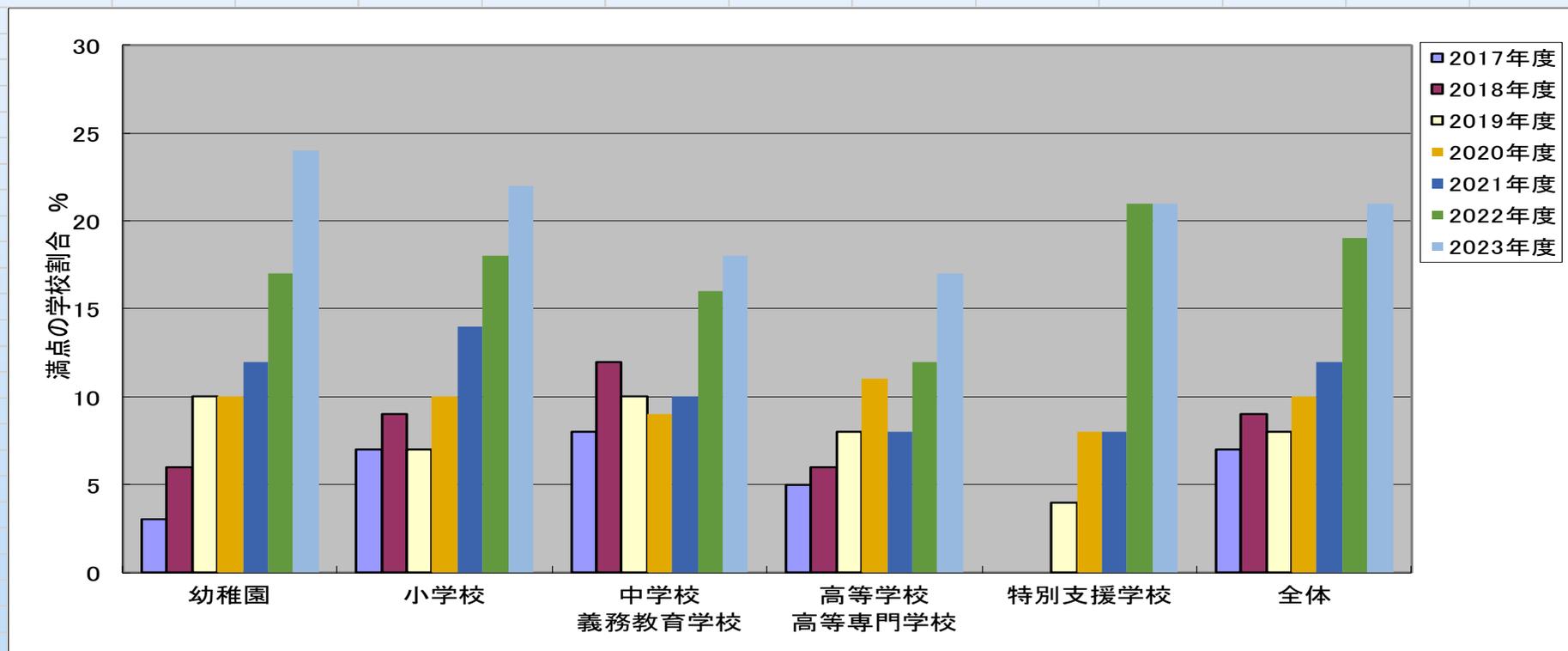
- ・ 学校環境衛生活動調査（WEB調査）において**必須項目で90%以上**（285点満点で257点以上）の得点を取得している学校に担当の学校薬剤師を通じて配布している。
- ・ 毎年のシール取得が子供たちの環境衛生活動の励みとなる。



優秀活動校シールの発行状況



WEB調査必須項目の満点の学校



ご清聴ありがとうございました。

皆様の益々のご活躍を祈念いたします。